

《月刊『タックスニュース』6月号》
第55回 ～経営者のリスク（『万が一』は死亡だけではない）～

以前の『TAX NEWS』では、（個人保証の落とし穴）と題して、死亡時の個人保証融資のリスクを中心に取り上げましたが、今回は死亡には至らなかったものの、長期入院や障害によって経営者が就業不能となった場合のリスクを考えてみたいと思います。

“生命保険＝死亡時の保障”というリスクに対しては、経営者のみならず一般のサラリーマンでも準備されている方は多く、遺族の生活資金や住宅ローンでの団体信用生命保険などによってリスクヘッジされている方がほとんどかと思えます。

一方で、長期入院や障害によって就業不能となった場合にはどうでしょうか。

当然のことながら死亡保険金は受けられずに、住宅ローンの返済や生活費、治療費などの支出が重くのしかかることとなります。加入年齢に制限はありますが、このようなリスクには個人受取の『長期所得補償保険』と呼ばれている商品が有効的です。また、入院費や治療費については『高額医療費制度』や『医療保険』の活用が可能です。余剰な死亡保障保険に加入されているようなケースでは、死亡保障を減らして、その分『長期所得補償保険』や『医療保険』に加入するなどの検討を行ってみてはいかがでしょうか。

経営者の場合には、上記のようなご自身とご家族へのリスクヘッジとともに、会社（経営）への影響も考えておかなければなりません。

特に経営者ご自身が会社を支える中心的な技術やノウハウをもっているケースや、トップセールスで営業をけん引しているケースなどでは、経営者長期不在による経営への影響は深刻なものとなります。場合によっては売上減少にとどまらず、売上ゼロとなるようなケースも想定されますが、そのような状態になっても、給料や家賃などの固定費の支払い、借入金の返済は継続していかなければなりません。金融機関が経営者の長期不在を問題視し、信用状況が変化したと判断した場合には、新たな融資が受けられなくなったり、場合によっては現在ある債務の返済を求められる事態も想定されます。

“経営者の生きるリスク”ともいえる悲惨な状況に陥ることは避けられません。

『大丈夫、うちには余裕資金があるので・・・』という中小企業は皆無に近いと思われまので、万が一このような状況になっても耐えうるだけのリスクヘッジが求められます。

このようなケースには、法人受取の医療保険への加入が有効的です。

保険の起源は『大きなリスクに備えるために個々が少額の負担をする』という考え方にあります。リスクヘッジ（保険料）も会社存続の必要経費と考え、可能性は低いものの、『万が一』『最悪』の場合を想定して、起こり得るリスクへの最低限の準備はしておく必要があります。

そしてなにより、保険加入よりもまずは『万が一』の時にはどの程度の資金が必要になるかを、シミュレーションして把握しておくことが重要ではないでしょうか。

（文責 藤村 祐司）